

《「VBA 消費税確定申告書」システムのデータ入力と申告書・付表について》

「VBA 消費税確定申告書」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のエクセルのシートの説明になります。

令和 05 年版システムの令和 05 年 4 月版は、令和 05 年 4 月 1 日から令和 05 年 9 月 30 日までの間に終了する課税期間の消費税率 6.24%又は 7.8%の課税取引に対応します。

令和 05 年版システムの令和 05 年 10 月版は、令和 05 年 10 月 1 日から令和 06 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間の適格請求書保存方式（インボイス制度）の消費税申告書と付表の新様式に対応します。

資本金又は出資金が 1 億円超の大法人の消費税と地方消費税の電子申告には対応していません。

■ 「VBA 消費税申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

システムのメインメニュー

消費税確定申告書 令和05年04月版		VER 6.50 法人名
令和05年4月1日以後終了課税期間		システム有効期限 令和05年9月30日終了課税期間
開始	システム設定	データ削除 ファイル保存読込 パスワード解除
編集	データの編集	一般課税・簡易課税のデータ入力と届出書入力
表示	シートの表示	一般課税・簡易課税の確定申告書と付表の表示
印刷	シートの印刷	一般課税・簡易課税の確定申告書と付表の印刷
ヘルプ	システム説明	システムの使用方法の説明と注意事項 (PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理

○「開始」

使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○「編集」

一般課税または簡易課税のデータを入力用フォームからの登録と編集を行います。

○「表示」

一般課税または簡易課税の消費税確定申告書、消費税付表、課税取引計算表、消費税の届出書の Excel ワークシートを表示します。

○「印刷」

一般課税または簡易課税の消費税確定申告書、消費税付表、課税取引計算表、消費税の届出書の Excel ワークシートを印刷します。全データを一括印刷は、印刷途中で中止はできません。

○「ヘルプ」

システムの使用方法や消費税の一般課税と簡易課税について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。

データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2021/2019//2016/が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 05 年のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 06 年 3 月 31 日終了課税期間までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用权

本システムの使用权は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用权は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのまま入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel2013 2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは soft-j.com のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては soft-j.com の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<http://soft-j.com/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<http://soft-j.com/soukin.html>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ 令和 05 年版「VBA 消費税申告書」システムについて

令和 05 年版システムの令和 05 年 4 月以降版は、令和 05 年 4 月 1 日から令和 05 年 9 月 30 日までの間に終了する課税期間に対応します。

- ・ 一般課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の付表 1-3 と付表 2-3 に対応します。
- ・ 簡易課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の付表 4-3 と付表 5-3 に対応します。

令和 05 年版システムの令和 05 年 10 月以降版は、令和 05 年 10 月 1 日から令和 06 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間における適格請求書保存方式（インボイス制度）の消費税申告書と付表の新様式に対応します。

- ・ 一般課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の第一表と第二表の変更に対応しました。第一表に「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を追加しました。
- ・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置により、付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表、付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の様式の変更に対応しました。
- ・ 税額控除に関する経過措置（2割特例）により、付表 6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕の新様式に対応しました。
- ・ 簡易課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の第一表と第二表の変更に対応しました。第一表に「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を追加しました。
- ・ 消費税の還付申告に関する明細書の棚卸資産等と固定資産の取得欄に取引先の登録番号を追加しました。

※ 個人の課税取引金額計算表（事業、農業、不動産）、課税売上高計算表、課税仕入高計算表は、個人の確定申告までにシステムのバージョンアップで対応予定です。

※ 資本金又は出資金が 1 億円超の大法人の法人税と地方法人税及び消費税と地方消費税の電子申告の義務化には対応していません。

※ OCR 用消費税申告書の印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 用消費税申告書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。税務署配布の OCR 用消費税申告書の印刷は「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%に拡大して印刷してください。お使いのプリンターによりまして印刷位置の再調整が必要になります。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm>

《お知らせ》

「VBA 消費税確定申告書」の令和 05 年版は国税庁ホームページから計算例で動作確認をしています。

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（2割特例用）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023008-043.pdf>

一般課税の計算例

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/yoshiki/pdf/202008_01.pdf

又は

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018008-056_01.pdf

簡易課税の計算例

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/yoshiki/pdf/202008_02.pdf

又は

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018008-056_02.pdf

■ 令和05年版「VBA 消費税申告書」システムについて

一般用と簡易課税用の消費税確定申告書と計算明細書、付表1-3、付表2-3、付表4-3、付表5-3と消費税届出書を作成するシステムです。

一般用と簡易課税用のデータを入力すると、法人と個人の消費税の確定申告書が計算できます。

個人の事業所得、不動産所得、農業所得の消費税計算では「課税取引金額計算表」「課税売上高計算表」「課税仕入高計算表」を作成します。

■ 消費税確定申告書と付表

一般課税用の消費税確定申告書・第一表

一般課税用の消費税確定申告書・第二表

簡易課税用の消費税確定申告書・第一表

簡易課税用の消費税確定申告書・第二表

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

消費税の還付申告に関する明細書 (法人用)

消費税の還付申告に関する明細書 (個人用)

課税取引金額計算表 (法人用)

課税取引金額計算表 (事業所得用)

課税取引金額計算表 (不動産所得用)

課税取引金額計算表 (農業所得用)

課税売上高計算表 (個人用)

課税仕入高計算表 (個人用)

■ 消費税の届出書

消費税課税事業者届出書 (基準期間用)

消費税課税事業者届出書 (特定期間用)

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

消費税簡易課税制度選択届出書

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

消費税の事業廃止届

■ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について

● 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者や消費者）から行った課税仕入れの経過措置では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%を仕入税額控除額とすることができます。

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の50%を仕入税額控除額とすることができます。

令和11年10月1日以降は仕入税額控除をすることはできません。

この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

納税地・名称・法人番号等	課税期間・基準期間課税売上高	課税売上高の計算	仕入税額控除・経過措置	課税仕入れ高の計算	貸倒損失・貸倒回収
適格請求書発行事業者からの課税仕入れ	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額		
課税仕入れに係る支払い対価の額	100,228,000	84,730,000	184,958,000	課税仕入れ高は、適格請求書発行事業者等からの課税仕入れとそれ以外の事業者からの課税仕入れに区分して入力します。	
仮払消費税	0	0	0		
課税仕入れに係る対価の返還	6,850,000	5,400,000	12,250,000		
仮払消費税	0	0	0		
経過措置の適用を受ける支払い対価の額	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額		
経過措置の適用を受ける支払い対価の額	20,000,000	10,000,000	30,000,000		
仮払消費税	0	0	0		
経過措置の適用を受ける対価の返還	1,000,000	500,000	1,500,000		
仮払消費税	0	0	0		

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者や消費者）から行った課税仕入れの経過措置では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の50%を仕入税額控除額とすることができます。令和11年10月1日以降の課税期間では仕入税額控除をすることはできません。

○ 一般用消費税申告書の課税仕入れ高データの入力

7.8%課税分と軽減税率6.24%課税分の課税仕入れ高を適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外の者に区分して入力します。

適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者や消費者）から行った課税仕入れの経過措置では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%を仕入税額控除額とすることができます。

税抜経理の場合は仮払消費税を入力します。

納税地・名称・法人番号等	課税期間・基準期間課税売上高	課税売上高の計算	仕入税額控除・経過措置	課税仕入れ高の計算	貸倒損失・貸倒回収
課税仕入れの計算	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	非課税・不課税取引	決算金額	
当期仕入れ高	120,228,000	94,730,000	0	214,958,000	
貸倒の購入			0	0	
合計	120,228,000	94,730,000	0	214,958,000	
仮払消費税	0	0		0	
対価の返還	7,850,000	5,900,000		13,750,000	
仮払消費税	0	0		0	
個別対応方式又は一括比例配分方式	120,228,000	94,730,000		214,958,000	
課税売上対応				0	
課税売上対応(経過措置・8割控除)				0	
非課税売上対応				0	
非課税売上対応(経過措置・8割控除)				0	
共通分	100,228,000	84,730,000		184,958,000	
共通分(経過措置・8割控除)	20,000,000	10,000,000		30,000,000	

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

課税売上高が5億円を超えるために個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算する

平成24年4月1日以降に開始する課税期間から課税売上高が5億円を超える場合は、課税売上割合が80%以上でも個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額を計算します。

一括比例配分方式を選択する場合は個別対応方式の「課税売上対応」と「非課税売上対応」欄は入力する必要はありません。税抜経理にチェックを付けた場合は税抜金額を入力します。

適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外を区分して入力すると、7.8%課税分と軽減税率6.24%課税分の課税仕入れ高に集計されます。

■ 付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

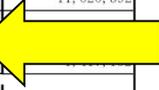
一般

課税期間	05.1.1~05.12.31	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税売上高(税抜き) ①	184,589,703	118,785,728	303,375,431
免税売上高 ②			
非課税資産の輸出等の金額 海外支店等へ移送した資産の価額 ③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			303,375,431
課税資産の譲渡等の対価の額④の金額 ⑤			303,375,431
非課税売上額 ⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			303,375,431
課税売上割合(④/⑦) ⑧			100%
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨	93,378,000	79,330,000	172,708,000
課税仕入れに係る消費税額 ⑩	5,395,174	5,625,218	11,020,392
課税仕入れ等に係る消費税額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬) ⑭	6,273,397	6,164,127	12,437,524
課税売上高が標準以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額) ⑮	6,273,397	6,164,127	12,437,524
控除対象仕入税額(⑮、⑯又は⑰の金額±⑱±⑲)がプラスの時 ⑳	6,273,397	6,164,127	12,437,524
控除対象仕入税額(⑮、⑯又は⑰の金額±⑱±⑲)がマイナスの時 ㉑			
貸倒回収に係る消費税額 ㉒			

7.8%課税分と軽減税率 6.24%課税分の課税仕入高を
適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外
の者に区分して記載します。

⑪欄
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入
れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る
支払対価の額(税込み)

⑫欄
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入
れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額
とみなされる額



■ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

■ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP12「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

■ 経過措置により帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる1万円未満の取引

一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引も帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（経過措置）。

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで適格請求書の保存が無くても仕入税額控除が認められます。

※ 基準期間とは原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

※ 特定期間とは原則として、個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後6月の期間

令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であっても、この特例の適用はありません。

1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

■ 2割特例（税額控除に係る経過措置）の適用について

● 2割特例（税額控除に関する経過措置）

2割特例（税額控除に係る経過措置）は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者が適用できます。一般課税と簡易課税のどちらを選択している場合でも、事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。

この2割特は、免税事業者（免税事業者が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含みます。）が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

（適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、2割特例は適用できません。）

2割特例を適用することができない事業者

適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できるため、以下のいずれかに該当する場合はこの特例は適用できません。

- 1 適格請求書発行事業者でない課税事業者
 - 2 次に掲げる場合などに該当し、課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

なお、令和5年10月1日の属する課税期間において課税事業者であっても、その後の課税期間に係る基準期間における課税売上高が、1千万円以下の課税期間については原則として2割特例の適用を受けることができます。

● 2割特例（税額控除に関する経過措置）の入力例

- ・ 令和05年10月からインボイス発行事業者として登録して税込経理をしています。（令和03年の課税売上高は2,300,000円で、令和05年1月から9月までは免税事業者となります。）
- ・ 令和05年1月から12月までの標準税率（7.8%）適用分の課税売上高は8,707,450円です。
- ・ 令和05年1月から9月までの標準税率（7.8%）適用分の課税売上高は6,609,330円です。
- ・ 令和05年10月から12月までの標準税率（7.8%）適用分の課税売上高は2,099,120円です。
- ・ 令和05年1月から9月までの売上値引きは35,900円、10月から12月までの売上値引きは64,300円です。

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（2割特例用）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023008-043.pdf>

納税地・名称・法人番号等 課税期間・基準期間課税売上高 課税売上高の計算 仕入税額控除・経過措置 課税仕入高の計算 貸倒損失・貸倒回収

課税期間 課税期間 至 課税期間を直接入力する

申告区分 確定申告 修正申告

消費税経理 税込経理 税抜経理

基準期間の課税売上高（または特定期間） 2割特例（税額控除に係る経過措置）の適用する

中国納付消費税額

中間納付消費税額

修正申告の既確定消費税額

修正申告の既確定課税額

計算方法の選択 消費税の標準計算を適用する

令和5年10月1日以後の課税売上および課税仕入の消費税額の計算では「準1計算」または「準2計算」を選択することができません。税抜経理を選択して収受消費税または仮払消費税の金額を入力した場合は、「額戻し計算」により課税売上と仮払消費税を加算した金額または課税仕入と仮払消費税を加算した金額に、それぞれ7.8/110（軽減税率の場合は0.24/105）を掛けて計算します。

修正申告書を作成する機能はオプションとなっています。

データクリア O K キャンセル

「基準期間・基準期間課税売上高」のタブから基準期間の課税売上高の2,300,000円を入力します。

「2割特例（税額控除に係る経過措置）を適用する」にチェックを付けます。

一般用データの入力

課税売上高の計算	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	所課税取引	決算金額
課税売上高		2,099,120	0	2,099,120
資産の売却				0
合計	0	2,099,120	0	2,099,120
仮受消費税				
取引合計	0	2,099,120	0	2,099,120
対価の返還		64,300	0	64,300
仮受消費税				

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

法人決算データ入力 課税売上と課税仕入を入力します。税抜総額で仮受消費税と仮払消費税が入力されていない場合は、取引金額データを税抜金額として消費税額を計算します。

個人決算データ入力

データクリア

OK キャンセル

「課税売上高の計算」にタブから「10%課税分(7.8%)」に令和05年10月から12月までの標準税率(7.8%)適用分の課税売上高は2,099,120円を入力します。

「対価の返還」には令和05年10月から12月までの売上値引きの64,300円を入力します。

一般用の消費税確定申告書・第一表

第9-1号様式 GK0306

令和5年10月1日以後終了課税期間分(一般用)

納税地 東京都港区 (電話番号 03-7654-6754)

(フリガナ) 名称 サンプル
又は 屋号 サンプルデータ株式会社

個人番号又は法人番号 34871112378654

(フリガナ) ヤマダ
代表者氏名又は氏名 山田 太郎

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	1,908,000
消費税額②	148,824
控除対象仕入税額③	1,154,120
控除額に係る税額④	4,559
課税標準額⑤	1,199,710
課税標準額⑥	2,880
中間納付税額⑦	0
納付税額⑧	2,880
中間納付還付税額⑨	0
この申告書による地方消費税の税額の計算	
課税標準額⑩	2,880
課税標準額⑪	810
中間納付還付税額⑫	0
納付還付額⑬	810
中間納付還付還付税額⑭	0
この申告書による地方消費税の合計(納付又は還付)	3,690

記載不要

〇付ける

簡易用の消費税確定申告書・第一表

第9-3号様式 GK0407

令和5年10月1日以後終了課税期間分(簡易用)

納税地 東京都港区 (電話番号 03-7654-6754)

(フリガナ) 名称 サンプル
又は 屋号 サンプルデータ株式会社

個人番号又は法人番号 34871112378654

(フリガナ) ヤマダ
代表者氏名又は氏名 山田 太郎

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	1,908,000
消費税額②	148,824
控除対象仕入税額③	1,154,120
控除額に係る税額④	4,559
課税標準額⑤	1,199,710
課税標準額⑥	2,880
中間納付税額⑦	0
納付税額⑧	2,880
中間納付還付税額⑨	0
この申告書による地方消費税の税額の計算	
課税標準額⑩	2,880
課税標準額⑪	810
中間納付還付税額⑫	0
納付還付額⑬	810
中間納付還付還付税額⑭	0
この申告書による地方消費税の合計(納付又は還付)	3,690

記載不要

〇付ける

消費税確定申告書・第二表

第3-(2)号様式

12345600

課税標準額等の内訳書

納税地 東京都港区 (電話番号 03-7654-6754)
名称 サンプル 又は別名 サンプルデータ株式会社
代表者氏名 又は氏名 ヤマダ 山田 太郎

改正法付則による税額の特別計算 軽減売上割合(10営業日)	付戻率①
払戻等軽減仕入れ割合	付戻率②

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

① 05 ② 01 ③ 01 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

課税標準額 ① 1908000

課税資産の譲渡等 の 対価の 合計額	3% 適用分	②	
	4% 適用分	③	
	6.3% 適用分	④	
	6.24% 適用分	⑤	
	7.8% 適用分	⑥	1908290
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)		6.3% 適用分	⑧
		7.8% 適用分	⑨

⑩の内訳	3% 適用分	⑪	148824
	4% 適用分	⑫	
	6.3% 適用分	⑬	
	6.24% 適用分	⑭	
	7.8% 適用分	⑮	148824

返還等対価に係る税額	⑯	4559
売上げの返還等対価に係る税額	⑰	4559
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑱	

地方消費税の 課税標準となる 消費税額	4% 適用分	⑲	28800
	6.3% 適用分	⑳	
	6.24及び7.8% 適用分	㉑	28800

(注1) ①～⑤及び⑩～⑮は、税額控除による計算で、軽減売上割合は0.05(5%)、⑥～⑨、特定課税仕入れは10%多量者の対価として、
(注2) ⑥～⑮は消費税額控除の金額の合計額として、⑯～⑱は消費税額として記載する。

付表6 税率別消費税額計算表

付表6 税率別消費税額計算表 [小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用] 特別

課税期間	05.1.1～05.12.31	氏名又は名称	サンプルデータ株式会社
------	-----------------	--------	-------------

I 課税資産標準額に対する消費税額及び控除対象仕入れ税額の計算の基礎となる消費税額

区分	税率6.4%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税資産の譲渡等 の対価の額 ①	全額二表の対価～	全額二表の対価～	全額二表の対価～
課税標準額 ②	全額二表の対価～	全額二表の対価～	全額二表の対価～
課税標準額に 対する消費税 ③	全額二表の対価～	全額二表の対価～	全額二表の対価～
貸倒れに係る消費税額 ④			全額二表の対価～
売上対価の返還等 に係る消費税額 ⑤			全額二表の対価～
控除対象仕入れ税額の計算 の基礎となる消費税額 (③+④-⑤) ⑥			全額二表の対価～

II 控除対象仕入れ税額とみなされる特別控除税額

項目	税率6.4%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
特別控除税額 (⑥×80%) ⑦			全額二表の対価～

III 貸倒れに係る税額

項目	税率6.4%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
貸倒れに係る税額 ⑧			全額二表の対価～

■ 売上税額及び仕入税額の「積上げ計算」と「割戻し計算」について

売上税額及び仕入税額の税額計算の方法では、令和 05 年 10 月 1 日以降は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

■ 売上税額の積上げ計算と割戻し計算

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に $78/100$ を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、 $7.8/100$ （軽減税率対象の場合は $6.24/100$ ）を掛けて計算する方法です。

■ 仕入税額の積上げ計算と割戻し計算

【積上げ計算】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に $78/100$ を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、 $7.8/110$ （軽減税率対象の場合は $6.24/108$ ）を掛けて計算する方法です。

仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に 110 分の 10 （軽減税率の対象となる場合は 108 分の 8 ）を乗じて算出した金額（ 1 円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

令和 05 年 10 月 1 日以後の課税売上および課税仕入の消費税額の計算では「積上げ計算」または「割戻し計算」を選択することができます。税抜経理を選択して仮受消費税または仮払消費税の金額を入力した場合は、「割戻し計算」により課税売上に仮受消費税を加算した金額または課税仕入に仮払消費税を加算した金額に、それぞれ $7.8/110$ （軽減税率の場合は $6.24/108$ ）を掛けて計算します。

■ 令和 03 年版システムの修正事項について

- ・一般課税用の消費税確定申告書の新税率 6.24%又は 7.8%の取引に対応した付表 1-3 と付表 2-3 を修正しました。
- ・簡易課税用の消費税確定申告書の新税率 6.24%又は 7.8%の取引に対応した付表 4-3 と付表 5-3 を修正しました。

《ご注意》

令和 03 年版から事業年度（課税期間）をリストから選択するように変更して 12 か月の事業年度（課税期間）に対応します。新規に設立または事業年度を変更した法人は 12 か月の月数を変更してください。これは直接入力した事業年度（課税期間）が申告書や内訳書に連動しないというユーザー様のご意見で修正しました。

■ 令和 02 年版システムの修正事項について

- 1) 一般課税用の消費税確定申告書で新税率の 6.24%又は 7.8%の取引に対応した付表 1-3 と付表 2-3 を作成します。
- 2) 簡易課税用の消費税確定申告書で新税率の 6.24%又は 7.8%の取引に対応した付表 4-3 と付表 5-3 を作成します。
- 3) 令和 02 年版では消費税確定申告書（一般課税用と簡易課税用）の第一表と第二表の申告書印刷について、国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 申告書から税務署から郵送または税務署窓口で入手できる OCR 申告書に変更しています。
国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 申告書への直接印刷は、EXCEL の「ページ設定」の「拡大縮小印刷」から 96%から 98%に縮小（お使いのプリンターにより縮小比率が違います。）と上下左右の余白を調整してから印刷してください。

■ 令和元年版システムの修正事項について

■ 令和元年版の修正事項

- 1) 一般課税用の消費税確定申告書の第一表と第二表、付表 1-1 と付表 1-2、付表 2-1 と付表 2-2 の作成に対応しました。
- 2) 簡易課税用の消費税確定申告書の第一表と第二表、付表 4-2 と付表 4-2、付表 5-1 と付表 5-2 の作成に対応しました。
- 3) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10 営業日)を使用する課税期間用〕、課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕、課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕の作成に対応しました。
- 4) 課税取引金額計算表（事業所得用）課税取引金額計算表（不動産所得用）課税取引金額計算表（農業所得用）課税売上高計算表（個人用）課税仕入高計算表（個人用）の作成に対応しました。

■ 消費税の税制改正について

■ 消費税の令和元年 10 月 1 日からの税制改正について（主なもの）

1) 消費税の軽減税率制度の実施

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の概要については、次のとおりです。

※平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税率の引上げ時期及び軽減税率制度の実施時期等が変更されました。

区分	適用日 令和元年 9 月 30 日まで	令和元年 10 月 1 日より	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17/63)	1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

軽減税率の対象となる品目

- ・飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。
- ・新聞 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

2) 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

課税事業者は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

帳簿：「軽減税率の対象品目である旨」

請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

3) 税額計算の特例

軽減税率制度が導入される令和元年 10 月 1 日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の適用に係る特例を含む。）があります。

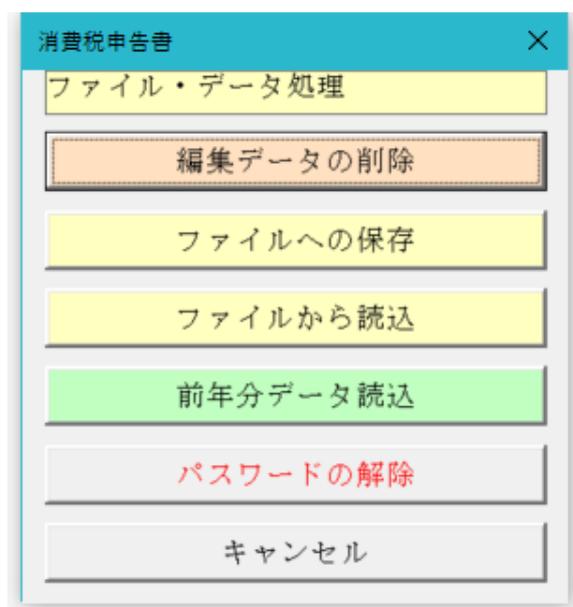
4) 高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産^(※)の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

※「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

■ 「開始」メニューとシステムの設定

「開始」メニューからユーザーデータの登録からシステムの初期設定をします。



○ 編集データの削除

全ての編集中的数据を一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
2. 新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
3. 「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 前年分データの読込

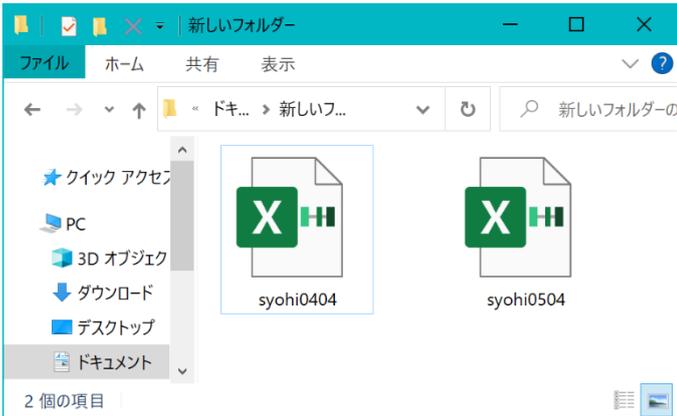
前年版の「VBA 消費税確定申告書」ファイルから一般課税と簡易課税のデータを読み込みます。

○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

■ 「VBA 消費税確定申告書」の「前年分データの読込」について

■ 前年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルとのデータ連動の手順について



前年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルと本年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルを連動してデータを移行することができます。

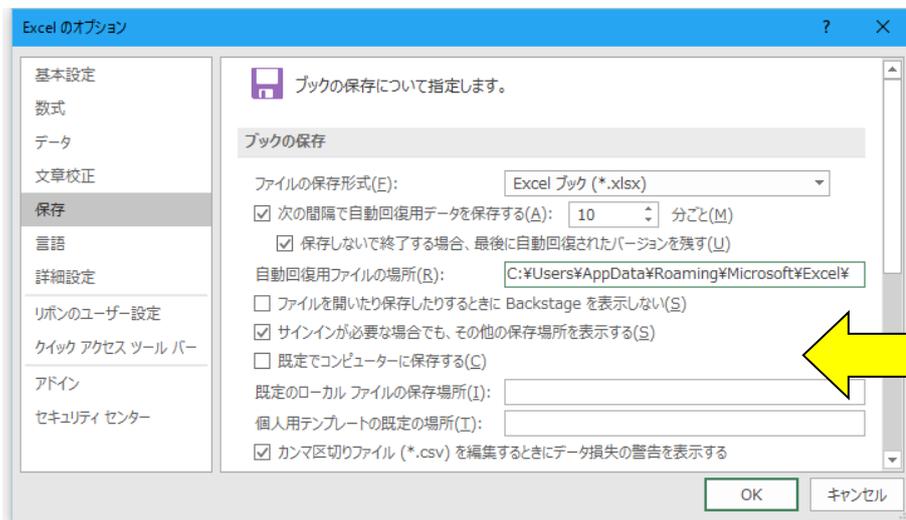
データの移行処理を実行するには、前年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルと本年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルと同じフォルダにおいて本年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルを開いてください。



本年の「VBA 消費税確定申告書」の「開始」メニューから「前年分データ読込」ボタンをクリックすると自動的に前年の「VBA 消費税確定申告書」ファイルからデータを転送します。

《データ移行についてのご注意》

「VBA 消費税確定申告書」の Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにあるファイルではなくてカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行してしまいます。



Excel のカレントフォルダは、「Excel のオプション」の「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」です。

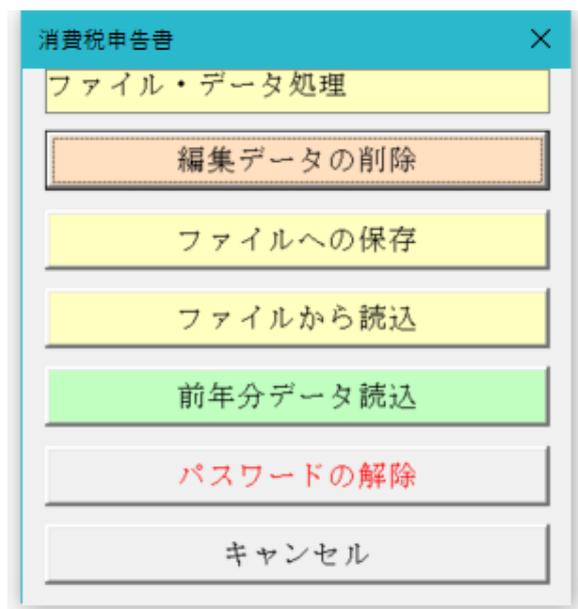
このフォルダに ZIP ファイルを解凍後の空の前年版の「VBA 消費税確定申告書」ファイルがあると、このファイルに対してデータ処理を実行しますので、データの移行が正常にできません。

Excel は最初にこのフォルダからのファイルを検索して開きます。

○ 前年の「ファイルへの保存」と今年の「ファイルから読込」を利用してもデータの移行ができます。

前年のデータを「ファイルの保存」メニューで CSV ファイルに保存してから、その CSV ファイルのデータを本年分の「ファイルから読込」メニューでシステムに復元することもできます。

- 1) 前年の「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルに書き出します。
(CSV ファイル名は自由に付けることができます。)
- 2) 今年の「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読込みます。
この処理を実行すると、前年と今年のデータはまったく同じ状態になっています。
- 3) 今年の「編集」メニューで新しい年度のデータを作成します。



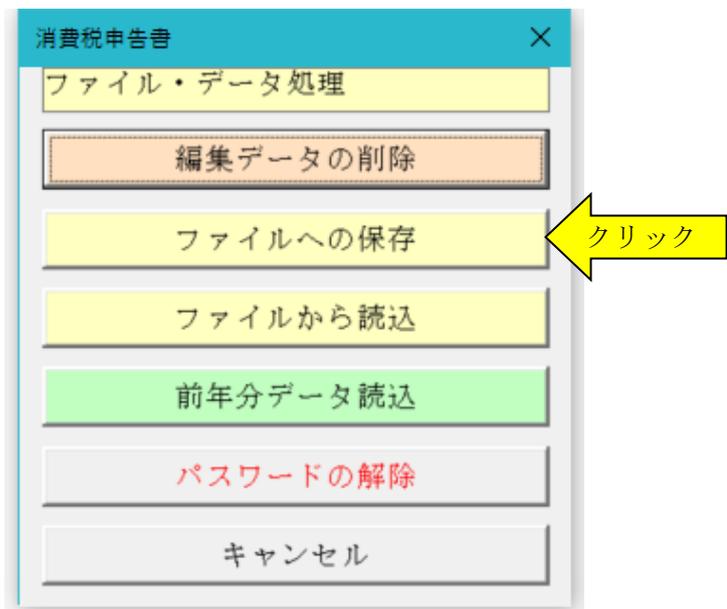
◀ 「VBA 消費税確定申告書」 システムのバージョンアップとデータの移行について ▶

ここでは「VBA 消費税確定申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

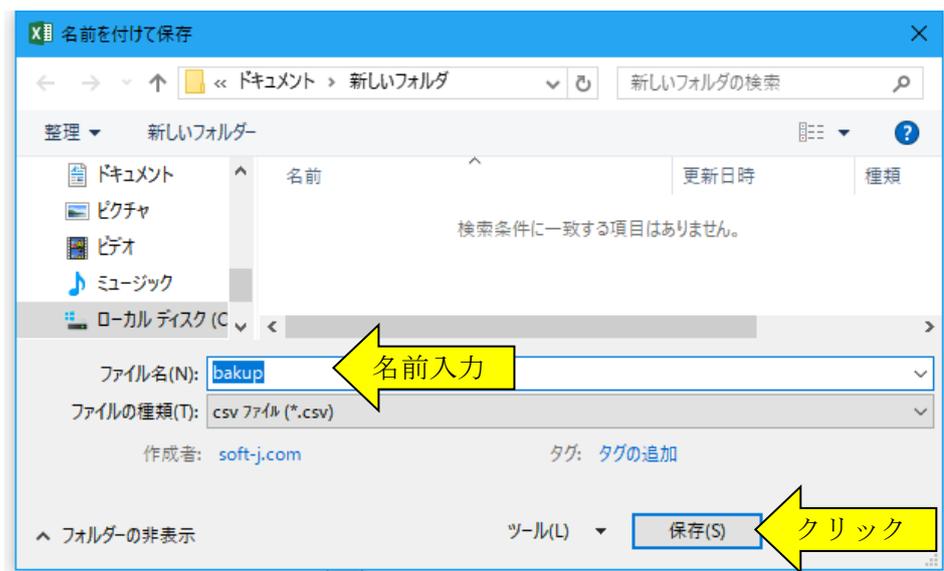
■ 「VBA 消費税確定申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくと管理しやすくなります。

■ 「VBA 消費税確定申告書」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

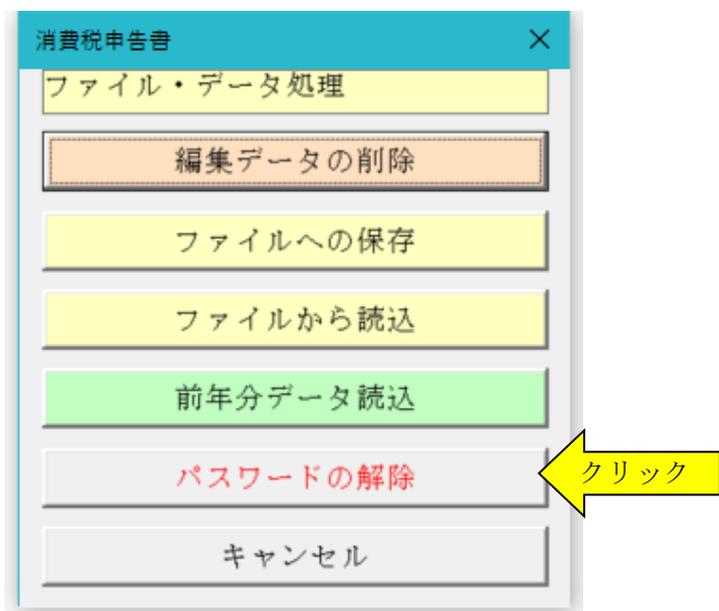
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

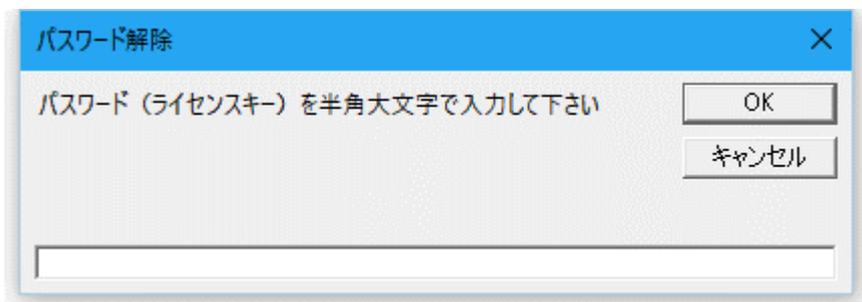
■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード (ライセンスキー) を入力してください。

パスワード (ライセンスキー) は、使用される年度により異なりますのでご注意ください。



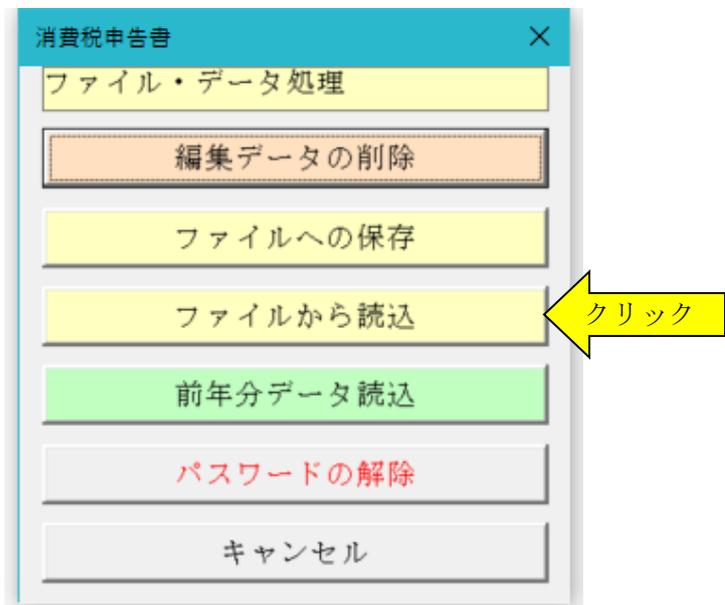
入力したパスワード (ライセンスキー) 正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



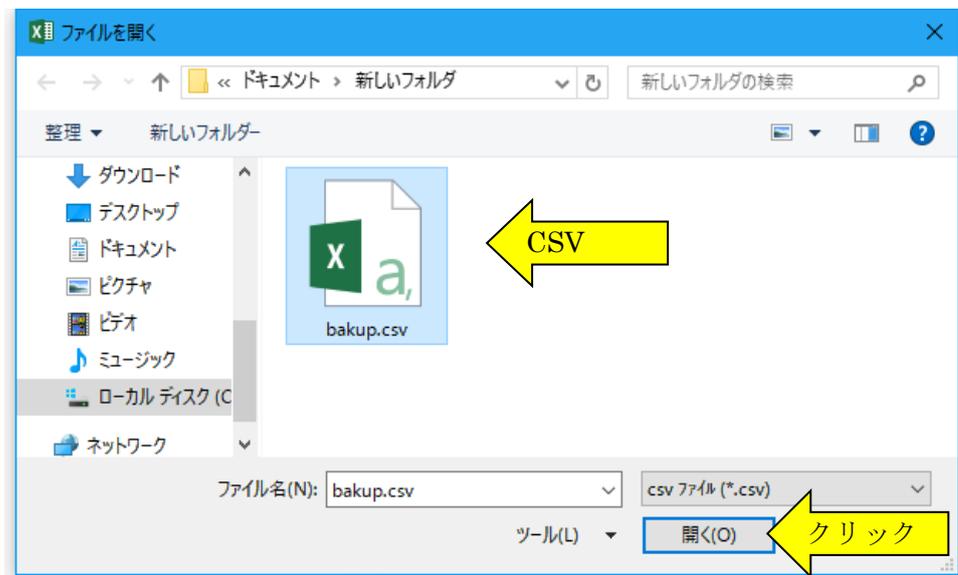
■ 「VBA 消費税確定申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



■ 「編集」メニューとデータの入力

「編集」メニューから一般課税と簡易課税の消費税申告書及び消費税届出書のデータを入力します。

「一般課税データ入力」「簡易課税データ入力」ボタンからデータの新規入力と編集ができます。

「法人決算データ編集」「個人決算データ編集」ボタンからは勘定科目ごとに一般課税の課税売上高と課税仕入高のデータを入力することができます。

■ 「一般用消費税申告書」とデータ入力

■ 一般課税用データの入力について

一般用消費税申告書は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除して納付する消費税額を計算します。(課税仕入等に係る消費税額が課税売上に係る消費税額を超える場合には、その超える部分の消費税額は還付されます。)

一般課税の仕入税額控除では、課税売上割合が **95%**以上で課税売上高が **5 億円**以下の場合には、課税仕入等に係る消費税額の全額を控除することができます。

しかし、課税売上割合が **95%**未満の場合又は課税売上高が **5 億円**を超える場合には、一括比例配分方式又は個別対応方式のどちらかで計算して課税仕入等に係る消費税額の一部は控除することができません。

一般用消費税申告書を作成するには、その事業年度の売上金額と資産の譲渡収入を課税売上高と売上対価の返還等の金額、非課税売上高、免税売上高、不課税取引に区分して入力します。また、その事業年度の仕入金額と必要経費及び資産の取得金額から、課税仕入高と仕入対価の返還等となる金額を区分して入力します。

さらに新旧税率がある事業年度では、課税売上高と売上対価の返還等の金額、課税仕入高と仕入対価の返還等の金額は新税率 **10%** (**7.8%**) 適用分と軽減税率の **8%** (**6.24%**) 適用分に区分して入力することになります。

また税抜経理を適用している場合は、仮受消費税と仮払消費税も新税率 **10%** (**7.8%**) 適用分と軽減税率の **8%** (**6.24%**) 適用分に区分して入力することになります。

課税売上高と免税売上高及び非課税売上高の金額より、課税売上割合が計算されます。

課税売上割合は、その課税期間の国内における資産の譲渡等(非課税売上を含む)の対価の額の合計額のうち、その課税期間の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合をいいます。

課税売上高が **5 億円**を超える場合又は課税売上割合が **95%**未満の場合で、個別対応方式の用途区分により課税仕入高を「課税売上対応分」「非課税売上対応分」「課税・非課税共通分」に区分した金額を入力すると、一括比例配分方式との計算を比較して有利な方式で仕入税額控除を計算するようになっています。

ただし前年に初めて一括比例配分方式を選択して、本年は2年目となり一括比例配分方式を選択しなければならない場合は、個別対応方式の用途区分の金額は入力しないでください。

一般課税のデータ入力用フォーム

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 課税仕入高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 貸倒損失・貸倒回収

整理番号 提出税務署
 郵便番号
 納税地
 電話番号
 フリガナ
 名称・屋号
 フリガナ
 代表者氏名

税理士
 税理士法30条の書面提出有
 電話番号
 税理士法33条の2の書面提出有

法人・個人番号 平成28年1月1日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。法人番号または個人番号は届出書に記載されます。

データクリア

○ 一般用消費税申告書の納税者データの入力

整理番号、提出税務署、納税地、電話番号、名称・屋号、代表者氏名、経理担当者などを入力します。

法人番号または個人番号（マイナンバー）は平成28年1月1日以後開始する課税期間より入力が必要になります。

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 課税仕入高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 貸倒損失・貸倒回収

課税期間 年月日データはR05.03.31のように入力します。

課税期間 日 至 課税期間を直接入力する

申告区分 確定申告 修正申告
 消費税経理 税込経理 税抜経理

基準期間の課税売上高（または特定期間） 2割特例（税額控除に係る経過措置）の適用する

中間納付消費税額
 中間納付譲渡割額
 修正申告の既確定消費税額
 修正申告の既確定譲渡割額

計算方法の選択 消費税の繰上げ計算を適用する

令和05年10月1日以後の課税売上および課税仕入の消費税額の計算では「繰上げ計算」または「繰戻し計算」を適用することができます。税抜経理を選択して仮受消費税または仮払消費税の金額を入力した場合は、「額戻し計算」により課税売上と仮受消費税を加算した金額または課税仕入と仮払消費税を加算した金額に、それぞれ7.8/110（軽減税率の場合は24/108）を掛けて計算します。

修正申告書を作成する機能はオプションとなっています。

データクリア

○ 一般用消費税申告書の課税期間データの入力

課税期間、消費税の経理（税込又は税抜）、基準期間課税売上高、中間納付消費税額、中間納付譲渡割額、申告区分を入力します。

「2割特例（税額控除に係る経過措置）」のチェックは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者が適用できます。事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収

課税売上高の計算	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	非課税取引	計算金額
課税売上高	203,878,000	135,400,000	0	339,278,000
譲渡の売却			0	0
合計	203,878,000	135,400,000	0	339,278,000
仮受消費税	0	0		0
仮払消費税				0
取引合計	203,878,000	135,400,000	0	339,278,000
対価の返還	4,521,120	4,735,700	0	9,256,820
仮受消費税	0	0		0

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

免税取引
 非課税取引

課税売上と課税仕入を入力します。税抜経理で仮受消費税と仮払消費税が入力されていない場合は、取引金額データを税抜金額として消費税額を計算します。

データクリア

○ 一般用消費税申告書の課税売上高データの入力

7,8%課税分と軽減税率6,24%課税分の課税売上高、非課税売上高、免税売上高と不課税取引及び売上に係る対価の返還等の金額を入力します。

抜経経理の場合は仮受消費税を入力します。

一般消費税の入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税仕入に係る支払い対価の額	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
100,228,000	8,419,040	10,419,000	184,958,000
仮払消費税	0	0	0
課税仕入に係る対価の返還	6,850,000	5,400,000	12,250,000
仮払消費税	0	0	0
経過措置の適用を受ける支払い対価の額	20,000,000	10,000,000	30,000,000
仮払消費税	0	0	0
経過措置の適用を受ける対価の返還	1,000,000	500,000	1,500,000
仮払消費税	0	0	0

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

「経過措置の適用を受ける支払い対価の額」から行った課税仕入の経過措置では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の50%を仕入税額控除額とすることができます。令和11年10月1日以降の課税期間では仕入税額控除をすることはできません。

データクリア O K キャンセル

○ 一般消費税申告書の課税仕入高データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の課税仕入高、非課税・不課税取引及び仕入に係る対価の返還等の金額を入力します。

個別対応方式で計算するには「課税売上対応分」と「非課税売上対応分」データを入力します。

税抜経理の場合は仮払消費税を入力します。

一般消費税の入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税仕入高	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	非課税・不課税取引	決算金額
120,228,000	7,474,224	9,419,040	0	214,958,000
資産の購入			0	0
合計	120,228,000	94,730,000	0	214,958,000
仮払消費税	0	0		0
対価の返還	7,850,000	5,900,000		13,750,000
仮払消費税	0	0		
個別対応方式又は一括比例配分方式	120,228,000	94,730,000		214,958,000
課税売上対応				0
課税売上対応(経過措置・8%控除)				0
非課税売上対応				0
非課税売上対応(経過措置・8%控除)				0
共通分	100,228,000	84,730,000		184,958,000
共通分(経過措置・8%控除)	20,000,000	10,000,000		30,000,000

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

課税売上高が億円を超えるために個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算する
平成24年4月1日以後に開始する課税期間から課税売上高が5億円を超える場合は、課税売上割合が80%以上でも個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額を計算します。

一括比例配分方式を選択する場合は個別対応方式の「課税売上対応」「非課税売上対応」欄を入力する必要はありません。税抜経理にチェックを付けた場合は税抜金額を入力します。

データクリア O K キャンセル

○ 一般消費税申告書の課税仕入高データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の課税仕入高を適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外の者に区分して入力します。

適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者や消費者)から行った課税仕入の経過措置では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%を仕入税額控除額とすることができます。

税抜経理の場合は仮払消費税を入力します。

一般消費税の入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

貸倒損失	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
貸倒回収			
課税貨物に係る消費税額	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
			0
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合の消費税額の調整データ(加算または減算する消費税額)	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
納税義務の免除を受けない場合			0
納税義務の免除を受ける場合			0

「課税貨物に係る消費税額」と「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合の消費税額の調整の金額は消費税額を直接入力します。

個別対応方式を適用する場合は「課税貨物に係る消費税額」と「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合の消費税額」は課税売上対応分で計算します。

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

「納税義務の免除を受けない場合」は免税事業者から課税事業者となる場合「納税義務の免除を受ける場合」は課税事業者から免税事業者となる場合です。それぞれ期末在庫について消費税額の調整をする必要があります。

データクリア O K キャンセル

○ 一般消費税申告書の貸倒損失と貸倒回収データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の貸倒損失と貸倒回収及び課税貨物に係る消費税額などを入力します。

○ 消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

課税資産の譲渡等 | 輸出取引等の明細 | 課税仕入れに係る事項 | 棚卸資産・原材料等の取得 | 主な固定資産等の取得

還付申告となった理由

輸出等の免税取引の割合が高い
 設備投資（高額な固定資産の購入等）
 その他

課税期間中の特殊事情（顕著な増減事項等及びその理由）

「消費税の還付申告に関する明細書」は消費税が還付となる場合に作成します（中間納付税額が還付となる場合は不要です）。

主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで） 円単位で入力します。

資産の種類等	譲渡年月日	取引金額	取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）

データクリア 取引金額は円単位で入力しますが、「消費税の還付申告に関する明細書」には千円単位で転記されます。 O K キャンセル

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

課税資産の譲渡等 | 輸出取引等の明細 | 課税仕入れに係る事項 | 棚卸資産・原材料等の取得 | 主な固定資産等の取得

区分	決算額	課税仕入れにならないもの	課税仕入高
棚卸資産			0
商品仕入高			0
販売費・一般管理費			0
営業外費用			0
その他			0
合計	0	0	0

区分	資産の取得価額	課税仕入れにならないもの	課税仕入高
固定資産			0
繰延資産			0
その他			0
小計	0	0	0

課税仕入等の税額の合計

「課税仕入れに係る事項」は「法人決算の課税仕入データ」と連動して入力されます。円単位で入力します。

データクリア 取引金額は円単位で入力しますが、「消費税の還付申告に関する明細書」には千円単位で転記されます。 O K キャンセル

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

課税資産の譲渡等 | 輸出取引等の明細 | 課税仕入れに係る事項 | 棚卸資産・原材料等の取得 | 主な固定資産等の取得

主な固定資産等の取得（取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで） 円単位で入力します。

資産の種類等	譲渡年月日	取引金額	取引先の登録番号	取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）

取引先の登録番号のTを省略して入力します。

データクリア 取引金額は円単位で入力しますが、「消費税の還付申告に関する明細書」には千円単位で転記されます。 O K キャンセル

消費税の還付申告に関する明細書の棚卸資産等と固定資産の取得欄に取引先の登録番号を記載します。

取引先の登録番号の T を省略して入力します。

■ 「簡易課税用消費税申告書」とデータ入力

■ 簡易課税用データの入力について

簡易課税用消費税申告書は、課税売上に係る消費税額から事業区分ごとのみなし仕入率により計算した消費税額を仕入税額控除として納付する消費税額を計算します。

この簡易課税を適用して消費税の申告をするには、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出期限までに税務署に提出していることが必要になります。

簡易課税用消費税申告書を作成するには、その事業年度の課税売上高と売上対価の返還等の金額を、第一種から第五種までの事業区分ごとに区分して入力します。

さらに新旧税率がある事業年度では、課税売上高と売上対価の返還等の金額を新税率 10% (7.8%) 適用分と軽減税率の 8% (6.24%) 適用分に区分して入力することになります。

また税抜経理を適用している場合は、仮受消費税も事業区分ごとに新税率 10% (7.8%) 適用分と軽減税率の 8% (6.24%) 適用分に区分することが必要になります。

事業区分ごとに課税売上高と売上対価の返還等の金額を入力すると、最も有利なみなし仕入率を適用して簡易課税用消費税申告書と付表を作成します。

例えば、2種類の事業区分の課税売上高がある場合には、事業区分ごとの原則計算による仕入税額控除の金額と、2種類以上の事業があるときの 75%ルールによる特例計算による仕入税額控除の金額を比較して最も有利になる計算を選択することになります。

事業区分とみなし仕入率 (令和元年 10 月 1 日以後に開始する課税期間)

事業の種類	みなし仕入率	該当する事業
第 1 種事業	90%	卸売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業) をいいます。
第 2 種事業	80%	小売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの) をいいます。 農業 (※)、林業 (※)、漁業 (※) のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係るものをいいます。
第 3 種事業	70%	農業 (※)、林業 (※)、漁業 (※)、鉱業、建設業、製造業 (製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第 4 種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第 5 種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業 (飲食店業に該当する事業を除きます。) をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第 6 種事業	40%	不動産業

※令和元年 10 月 1 日を含む課税期間 (同日前の取引は除きます。) からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分が第三種事業から第二種事業へ変更されます。

※ 事業者が自己において使用していた固定資産の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当することになります。

簡易課税のデータ入力用フォーム

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

整理番号 提出税務署
 郵便番号
 納税地
 電話番号
 フリガナ
 名称・屋号
 フリガナ
 代表者氏名

税理士 税理士法30条の書面提出有
 電話番号 税理士法33条の2の書面提出有

法人・個人番号

平成28年1月1日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。法人番号または個人番号は届出書に記載されます。

データクリア

○ 簡易課税用消費税申告書の納税者データの入力

整理番号、提出税務署、納税地、電話番号、名称・屋号、代表者氏名、経理担当者などを入力します。

法人番号または個人番号（マイナンバー）は平成28年1月1日以後開始する課税期間より入力が必要になります。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

課税期間 年月日データは2005.03.31のように入力します。
 課税期間 日 課税期間 至 課税期間を直接入力する

申告区分 確定申告 修正申告
 消費税経理 税込経理 税抜経理

基準期間の課税売上高（または特定期間） 2割特例（税額控除に係る経過措置）の適用する

免税事業者（免税事業者が親事業者選択届出書の提出により親事業者となった場合を含む）が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。
適格請求書発行事業者等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できるため、以下のいずれかに該当する場合は適用できません。

1. 適格請求書発行事業者でない課税事業者
2. 次に掲げる場合などに該当する課税事業者
 - ・基準期間における課税売上高が1,000万円超の事業者
 - ・資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・常額特定資産の取得等で免税事業者とならない事業者

※課税期間の特例の適用を受ける事業者

特例適用 消費税の繰上げ計算を適用する

修正申告書を作成する機能はオプションとなっています。

データクリア

○ 一般用消費税申告書の課税期間データの入力

課税期間、消費税の経理（税込又は税抜）、基準期間課税売上高、中間納付消費税額、中間納付譲渡割額、申告区分を入力します。

「2割特例（税額控除に係る経過措置）」のチェックは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者が適用できます。事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

課税売上高	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
第1種事業		0	0
第2種事業	19,192,000	7,712,000	26,904,000
第3種事業			0
第4種事業		3,804,000	3,804,000
第5種事業			0
第6種事業			0
合計	19,192,000	11,516,000	30,708,000
課税売上高の外の免税取引高			0

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)
事業区分ごとに課税売上を入力します。税抜経理を選択した場合は、課税取引データを税抜金額として消費税額を計算します。

データクリア

○ 簡易課税用消費税申告書の課税売上高データの入力

7,8%課税分と軽減税率6,24%課税分の課税売上高を、第一種から第六種の事業区分ごとに入力します。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

課税売上高	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
第1種事業		0	0
第2種事業	19,192,000	7,712,000	26,904,000
第3種事業			0
第4種事業		3,804,000	3,804,000
第5種事業			0
第6種事業			0
合計	19,192,000	11,516,000	30,708,000
課税売上高の外の免税取引高			0

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

事業区分ごとに課税売上を入力します。取扱経理を選択した場合は、課税取引データを税抜金額として消費税額を計算します。

データクリア OK キャンセル

○ 簡易課税用消費税申告書の対価の返還等データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の対価の返還等の金額を、第一種から第六種の事業区分ごとに入力します。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	合計金額
貸倒損失		560,000	560,000
貸倒回収			0

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

取扱経理をチェックしても「貸倒損失」と「貸倒回収」データは税込金額で入力してください。

データクリア OK キャンセル

○ 簡易課税用消費税申告書の貸倒損失と貸倒回収データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の貸倒損失と貸倒回収の金額を入力します。

○付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

課税期間		05.1.1~05.12.31		氏名又は名称	サンプルデータ株式会社
区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)		
課税標準額①	17,770,000	10,469,000	28,239,000		
課税資産の譲渡等の対価の対価①	17,770,370	10,469,090	28,239,460		
消費税額②	1,108,848	816,582	1,925,430		
貸倒回収に係る消費税額③					
控除対象仕入税額④	829,300	610,380	1,439,680		
返還等対価に係る税額⑤	72,222	53,606	125,828		
貸倒れに係る税額⑥		39,709	39,709		
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)	901,522	703,695	1,605,217		
控除不足還付税額⑧ (⑦-②-③)					
差引税額⑨ (②+③-⑦)			320,200		
控除不足還付税額⑩					
差引税額⑪			320,200		
課税還付額⑫					
納付額⑬			90,300		

○付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		05.1.1~05.12.31		氏名又は名称	サンプルデータ株式会社
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)		
課税標準額①	1,108,848	816,582	1,925,430		
貸倒回収に係る消費税額②					
売上対価の返還等に係る消費税額③	72,222	53,606	125,828		
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④ (①+②-③)	1,036,626	762,976	1,799,602		
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)		
④×みなし仕入率 (90%・95%・70%・60%・50%・40%)					
III 2種類以上の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額 (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)		
事業区分別の合計額⑤	16,612,963	9,781,818	26,394,781		
第一種事業 (卸売業)⑥			売上割合		
第二種事業 (小売業等)⑦	16,612,963	6,596,364	23,209,327 87.9		
第三種事業 (製造業等)⑧					
第四種事業 (その他)⑨		3,185,454	3,185,454 12.1		
第五種事業 (サービス業等)⑩					
第六種事業 (不動産業)⑪					
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)		
事業区分別の合計額⑫	1,036,649	762,982	1,799,631		
第一種事業 (卸売業)⑬					
第二種事業 (小売業等)⑭	1,036,649	514,516	1,551,165		
第三種事業 (製造業等)⑮					
第四種事業 (その他)⑯		248,466	248,466		
第五種事業 (サービス業等)⑰					
第六種事業 (不動産業)⑱					

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\frac{④ \times \text{みなし仕入率}}{① - ② + ③} \times 90\%$ (90%) $\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\% + ⑥ \times 70\% + ⑦ \times 60\% + ⑧ \times 50\% + ⑨ \times 40\%}{①}$ (95%)	829,300	560,686	1,389,986

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\% + ⑥ \times 70\% + ⑦ \times 60\% + ⑧ \times 50\% + ⑨ \times 40\%}{①} \times 75\%$ (75%) $\frac{④ \times 75\% + ⑤ \times 75\% + ⑥ \times 75\% + ⑦ \times 75\% + ⑧ \times 75\% + ⑨ \times 75\%}{①}$ (75%)	829,300	610,380	1,439,680

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種及び第二種事業 (75%・90%・95%) $\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\%}{①} \times 80\%$ (80%)			
第一種及び第三種事業 (75%・90%・95%) $\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\%}{①} \times 70\%$ (70%)			
第一種及び第四種事業 (75%・90%・95%) $\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\%}{①} \times 60\%$ (60%)			
第一種及び第五種事業 (75%・90%・95%) $\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\%}{①} \times 50\%$ (50%)			
第一種及び第六種事業 (75%・90%・95%) $\frac{④ \times 90\% + ⑤ \times 95\%}{①} \times 40\%$ (40%)			
第二種及び第三種事業 (90%・95%) $\frac{⑥ \times 80\% + ⑦ \times 90\%}{②} \times 70\%$ (70%)			
第二種及び第四種事業 (90%・95%) $\frac{⑥ \times 80\% + ⑦ \times 90\%}{②} \times 60\%$ (60%)			
第二種及び第五種事業 (90%・95%) $\frac{⑥ \times 80\% + ⑦ \times 90\%}{②} \times 50\%$ (50%)			
第二種及び第六種事業 (90%・95%) $\frac{⑥ \times 80\% + ⑦ \times 90\%}{②} \times 40\%$ (40%)			
第三種及び第四種事業 (70%・60%) $\frac{⑧ \times 70\% + ⑨ \times 60\%}{③} \times 60\%$ (60%)			
第三種及び第五種事業 (70%・60%) $\frac{⑧ \times 70\% + ⑨ \times 60\%}{③} \times 50\%$ (50%)			
第三種及び第六種事業 (70%・60%) $\frac{⑧ \times 70\% + ⑨ \times 60\%}{③} \times 40\%$ (40%)			
第四種及び第五種事業 (60%・50%) $\frac{⑩ \times 60\% + ⑪ \times 50\%}{④} \times 50\%$ (50%)			
第四種及び第六種事業 (60%・50%) $\frac{⑩ \times 60\% + ⑪ \times 50\%}{④} \times 40\%$ (40%)			
第五種及び第六種事業 (50%・40%) $\frac{⑫ \times 50\% + ⑬ \times 40\%}{⑤} \times 40\%$ (40%)			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選択可能な計算式区分(20~29)の中から選択した金額⑳	829,300	610,380	1,439,680

■ OCR 用確定申告書への印刷位置の設定

税務署から配布される OCR 用消費税確定申告書への印刷位置を調整する場合には、一般用または簡易課税用の「表示」メニューから印刷位置を調整する消費税確定申告書を選択します。

消費税申告書 ×

簡易課税のデータ印刷

消費税の簡易用申告書	OCR用の消費税申告書
課税標準額等の内訳書	OCR課税標準等内訳書
消費税簡易用付表 4-3	消費税簡易課税の計算書
消費税簡易用付表 5-3	消費税の届出書・申請書
消費税簡易用の付表 6	キャンセル

消費税確定申告書のOCR印刷用シートに移動して「シート編集」ボタンをクリックすると、シートの保護が解除されてOCR用消費税申告書データの印刷セルの移動と、行高と列幅の拡大と縮小ができます。

一般課税のOCR消費税申告書

OCR用紙の印刷位置の調整は「シート編集」ボタンを使用して下の「ページ設定」で拡大と縮小、用紙サイズと余白を変更できます。印刷位置の設定は「列幅」と「行高」で調整して下さい。

シート編集
シート印刷
表示終了

1	本則課税申告書		
9	納税地		
	電話番号		
	名称屋号	サンプルデータ株式会社	
	代表者氏名		
	経理担当者		
9.25	自	3 1 0 4 0 1	
	至	0 2 0 3 3 1	確定
10	課税標準額	3 8 4 0 1 7	○
	消費税額	2 4 7 7 0 3 1 6	○
	控除過大税		○
	控除	1 5 4 4 6 8 5 0	○